

高圧ガス容器置場変更許可願

(「蓄積リング棟」、「蓄積リング棟付属施設W」及び「R I 棟」用)

年 月 日

JASRI 安全管理室室長殿

申請者所属

部門・部・室

氏名

(印又は自署)

下記の通り、「蓄積リング棟」、「蓄積リング棟付属施設W」及び「R I 棟」において高圧ガス容器（ガスボンベ）の置場の変更を行いたいので許可願います。

記

容器 管理 者	(所属)		
	(氏名)		
	(連絡先)	内線 :	
		e-mail:	
B L 番号			
変更内容	変更前 :	変更後 :	
変更理由			
変更後の 高圧ガス容器 接続形態	<input type="checkbox"/> ボンベに圧力調整器(減圧弁)を直結 <input type="checkbox"/> ボンベに配管を接続、その後圧力調整器(減圧弁)を接続		
置場変更希望日	年 月 日 から		

記入上の注意

1. 容器置場については、詳細な位置を示す図面も提出してください。
2. 記入欄が足りない場合は、「別紙参照」と記載し、一覧表を添付して提出してください。
3. 本書類の提出順：申請者 → JASRI 安全管理室長

安全管理室 承認等

置場変更開始日 : 年 月 日	年 月 日 JASRI 安全管理室長 印
------------------------	-----------------------------

高圧ガス容器の保安管理について（抜粋）

3.高圧ガス¹⁾ 容器の持込み

3.1 全施設共通事項

- *密閉された部屋等に高圧ガス容器を持ち込まないこと。やむを得ず持込む場合は、換気装置、酸素濃度計等を設置して下さい。
- *特殊高圧ガスについては別途手続き（所内手続きまたは法的手続き）及び専用設備が必要な為、事前に資料²⁾を準備のうえ安全管理室へ連絡して下さい。許可が出るまでは持込まないで下さい。
- *可燃性ガス、毒性ガス及び酸素については、法の基準を満たす必要があります。これらの高圧ガス容器を持込む場合は、あらかじめ安全管理室に必要事項³⁾を連絡の上、技術基準対応の後に持込むようにして下さい。

3.2.2 ユーザー持込み（放射光ユーザー）

放射光利用ユーザーが高圧ガス容器を持込む場合は、「高圧ガス容器持込事前申請書（放射光ユーザー用）」に必要事項を記入の上、利用推進部経由で安全管理室長へ提出して下さい。

4.高圧ガス容器の取扱い

- 1.高圧ガス容器（ガスボンベ）は、高圧ガス容器置場で保管してください。（容器搬送用台車上で保管しないでください。）
- 2.高圧ガス容器置場並びに消費設備には容器開閉ハンドル（規定の工具）を常備してください。
- 3.使用中の高圧ガス容器のバルブに開閉札を付けてください。
- 4.日常点検を実施してください。
- 5.使用中以外の容器について、充てん容器と残ガス容器を区別して保管し残ガス容器には「空」の表示をしてください。
- 6.使用中以外並びに移動中の容器には必ずキャップを取り付けてください。

財団では、「高圧ガス容器取扱要領」が制定されており、高圧ガス容器の取扱いについて記載されておりますのでご参照ください。

-
- 1) 圧縮ガスは1MPa以上、圧縮アセチレンガス及び液化ガスは0.2MPa以上、その他法令で定められたもの。高圧ガスかわからない場合は販売店に確認してください。
 - 2) 使用（貯蔵）責任者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、最大貯蔵能力、設備配置図、設備図面、技術基準の措置方法など
 - 3) 容器管理者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、毒ガスにあたっては除害設備の仕様など